

小水力発電事業の実施に関する基本協定書

大阪広域水道企業団南部水道事業所(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)は、小水力発電事業(以下「事業」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が管理する和泉浄水池(大阪府和泉市伏屋町五丁目7番10号)において、乙が事業を実施するに当たり、円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

(場所)

第2条 乙は、甲が指定する以下の場所に、小水力発電設備を設置することができる。なお、発電設備の設置を可能とする条件及び範囲は、和泉浄水池小水力発電事業募集要領(以下「募集要領」という。)のとおりとする。

場所:和泉浄水池 (大阪府和泉市伏屋町五丁目7番10号)

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から原形復旧完了日までとする。

(募集要領の遵守等)

第4条 甲及び乙は、募集要領に定める手続きに基づき、事業の実施に係る土地の使用許可を行うことを前提とした協議を行うものとする。

2 乙は、募集要領の内容を遵守するとともに、事業の公共性を尊重し、誠意を持って協議、設計施工及び運営維持管理にあたるものとする。

3 乙は、別表「予想されるリスクと責任分担」に基づき、事業期間における事業者負担のリスクについて、乙の負担により責任を持って対応しなければならない。

4 乙は、事業期間終了後、甲と協議の上、速やかに原形復旧するものとする。なお、事業期間は募集要領によるものとする。

(施設利用料)

第5条 施設利用料については、発電電力量 1kWh 当たり〇〇円(消費税及び地方消費税等を除く)とする。

2 施設利用料に関する契約は甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(行政財産使用許可)

第6条 乙は甲に対して、次の各項の期間について、大阪広域水道企業団固定資産管理規程に基づき、毎年行政財産使用許可申請書を提出し、行政財産使用許可を得て使用料を支払わなければならない。

- 2 工事開始日から発電設備による電気の供給が開始されるまでの期間
- 3 発電設備による電気の供給が開始されてから 20 年間
- 4 原形復旧が完了するまでの期間

(水道施設の運用への配慮)

第 7 条 乙は、発電設備の設置については、水道施設の運用に支障を及ぼさないよう甲と十分に協議の上、行うものとする。

- 2 発電設備の維持運営については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(住民説明等)

第 8 条 乙は、甲が住民説明会等を行う場合に同席し、事業の内容等について説明するものとする。

- 2 乙は、工事及び事業の実施等に係る地元調整等について、乙の責任において適切に行うものとする。

(視察等の対応)

第 9 条 乙は、事業に関する視察等の依頼があった場合には、甲と協議し対応するものとする。

(行政手続等)

第 10 条 乙は、発電設備に係る行政手続及び電力会社との系統連系に関する手続を行い、甲はこれに協力するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲及び乙は、関係法令の重大な変更等の不可抗力による場合を除き、本協定に定める業務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づく権利義務を他に譲渡してはならない。

- 2 乙が発電事業を継続できなくなった場合、乙が選定し、甲が適切と認めた事業者に、権利および義務を継承させることができるものとする。

(協定の取消し)

第 13 条 甲は、乙が本協定の内容に違反し、又は事業における施工等の協議が整わない場合は、本協定を取消することができる。

(その他疑義)

第 14 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通ずつを保有する。

令和 年 月 日

大阪府和泉市伏屋町五丁目7番 10 号

甲 大阪広域水道企業団 南部水道事業所
所 長 ○ ○ ○ ○ 印

所在地

乙 商号又は名称
代表者名 ○ ○ ○ ○ 印